

処 分 基 準

基準の名称	県文化財指定基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
文化財の保護に関する条例	18-4	県指定有形文化財の現状変更等の許可の取消
基 準 の 内 容		
<p>1 美術工芸品 美術工芸品の現状変更等の許可の条件に従わずに行われた現状変更等で、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められること。(2) 現状変更等が歴史的・芸術的・学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められないこと。 <p>2 建造物 建造物の現状変更等の許可条件に従わずに行われた現状変更等で、次に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められること。		